

陸上自衛隊仕様書			
件 名	標的機残骸の回収役務	要求番号	6NL81AR0007
		仕様書番号	7
		作成年月日	8.3.25
		作成者	六ヶ所対空射撃場管理隊

1 一般共通事項

1.1 総則

本仕様書は、六ヶ所対空射撃場水域における船舶を使用した「標的機残骸の回収」について、適用する。

1.2 役務

請負者は、関係法令等を遵守し、本役務を実施する上で必要、かつ適切な処置を行うものとする。

1.3 疑義

本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

1.4 適用法令

漁業法のほか、関係法令等によるものとする。

2 特記事項

2.1 役務海域

北緯41度04.604、東経141度25.729を中心とする半径約1.5kmの海域（六ヶ所対空射撃場水域内）とし、図1によるものとする。

2.2 役務期間等

令和8年5月12日（火）～5月31日（日）における0500～1700とし、細部は監督官との協議によるものとする。

2.3 役務の要領

サケ用刺網または同等以上の強度のある漁網を使用し、役務海域内における網入れ及び網揚げをもって1回とし、計18回（隻）実施する。

この際、1日当たりの役務船は2隻以上出港するものとし、網入れの翌日に網揚げを行うことを基準とする。

2.4 役務船の規格等

区 分	規格等（基準）
役務船	1 船舶は3.0t以上10t未満とし、1隻当たりの専従員は2名以上とする。 2 漁港から役務海域まで20分以内で到着できること。 3 GPSを装備し、六ヶ所対空射撃場水域（扇形）を表示できること。 4 役務船の航行に必要な燃料等は、請負者で負担するものとする。
使用する用具等	1 役務に必要な用具、労力等は、請負者で準備するものとし、損傷した場合は無償とする。 2 1隻当たりの漁網の規格は、約10m×約600m相当とする。 3 網揚げ後の用具等の整備に係る人員は、1隻当たり3名以内とする。

2.5 その他

a) 網揚げ後、漁港において監督官の確認を受けるものとし、対象となる残骸を回収した場合は、揚陸後、官側へ引き渡すものとする。

b) 請負者は、翌日の役務実施の可否、出港時刻等について、前日の1700までに官側へ通報するものとする。

図1－役務海域

